



ボランティアグループめだかの学校と山下児童クラブの交流

8月5日、ボランティアグループ『めだかの学校』の方々、山下児童クラブへ来てくださり、交流を行いました。見たこともない大きな絵本での朗読や、折り紙で鶴と紙風船を作り、みんなでしりとりなどをして、楽しい時間を過ごしました。子ども達の笑い声や、一緒に真剣に鶴を折る姿がとても印象的でした。ボランティアのみなさん、ありがとうございました。

令和4年10月阿久根市社会福祉協議会 発行

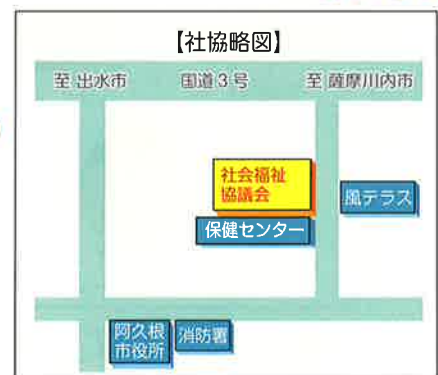
この広報誌は共同募金会からの配分金で作成しています。

〒899-1626 阿久根市鶴見町167番地

TEL 0996-72-3800

FAX 0996-72-3803

MAIL fukushi@akuneshakyo.or.jp



# 令和4年度赤い羽根共同募金

期間：令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

皆様から寄せられた心のこもった募金は、子どもから高齢者まで皆が安心して暮らせる地域社会づくりに役立つよう使わせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

阿久根市共同募金委員会 会長 西田 幸作



## 赤い羽根共同募金ってどんな募金なの？

- ・赤い羽根共同募金は昭和22年に戦災孤児や生活困窮者を支援するために始まりました。
- ・「じぶんの町を良くするしくみ」をスローガンに活動しています。
- ・皆様からお寄せいただいた募金は**地域のために使われ、災害時には被災地への支援にも役立っています。**
- ・各都道府県の各市町村に共同募金委員会があります。阿久根市では、阿久根市社会福祉協議会が赤い羽根共同募金委員会として様々な募金活動や事務などを担当しています。



## 赤い羽根共同募金に協力するにはどうしたらいいの？

- ・阿久根市内の各区において、赤い羽根共同募金の運動が始まった10月から区長で取りまとめくださっています。
- ・阿久根市役所・三笠支所・大川出張所に募金箱を設置させていただいています。
- ・阿久根市社会福祉協議会の事務所でも募金を受け付けています。



## 赤い羽根共同募金はどんな風に役立てられるの？

阿久根市共同募金委員会が阿久根市内の募金をまとめ、鹿児島県共同募金会へ送ります。

鹿児島県共同募金会が県内の各市町村からの募金をまとめ、各市町村の共同募金委員会へ公平に分配します。



鹿児島県共同募金会

募金はすべて、**地域を明るくする事業に役立てられています。**





# 鹿児島県の今年度の募金目標額と昨年度の実績額



令和4年度共同募金目標額  
**260,000,000円**

皆様のご支援ご協力をよろしくお願いたします。



令和3年度共同募金実績額  
**250,510,025円**

あたたかいご支援ご協力ありがとうございました。

## 主な助成計画

市町村地域における福祉サービスへの支援  
(高齢者や障害のある方への支援、子育て支援等)

県域で活動する福祉団体等への活動支援

在宅で支援を必要とされている方々や  
児童福祉施設等への物品贈呈等

災害支援(地震・大雨など大規模災害への支援、  
火災・水害等被災者への見舞金)

## 募金の内訳



助成先はこちらから  
アクセス



## 共同募金への寄付金には税制上の優遇措置があります。

**所得税** 寄付金が2千円を超える場合、**税額控除**または**所得控除**を受けることができます。

**住民税** 寄付金が2千円を超える場合、**税額控除**を受けることができます。

**法人税** 寄付金全額を**損金算入**とすることができます。

※控除を受けるためには、共同募金会の発行する領収書が必要です。

詳しくはこちらから  
アクセス



## オンライン募金

赤い羽根共同募金では  
オンラインによる寄付も  
受付けています。

(県内の市町村を選んで寄付する  
こともできます。)

こちらから  
アクセス▶





# 世話やき隊通信 第七号

## 世話やき隊連絡会

7月15日、14名の世話やき隊員の方々と、それぞれの取り組みの把握と共有、今後の地域づくりについて連絡会を行いました。

これまで依頼が多かった草払いのほか、最近ではお風呂の掃除や、勝手口の段差の取り付けなど、軽微な作業の依頼も増えてきました。「そういう依頼もあるんだね」「他の隊員さんが活動している場所に連れて行ってほしい」など、まずは「こ」での繋がりを深めたいとの意見が出ました。

また、実際地域の中で行われている助け合いや支え合いでは、マイナンバーカード手続きの相談や、スマホの使い方、ワクチン接種の相談、認知症の方に声掛けをして、一緒に



▶ 阿久根地区



▶ 西目地区



▶ 脇本地区

### 協力隊員募集!

皆さんのお知り合いで、助けあい活動、ボランティア活動に興味のある方、これまでの知識や経験を地域で活かしたいという方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。特別な資格、経験は必要ありません。

ころばん体操に参加しているなど、さまざまな支援が行われていることが分かりました。

人生100年時代、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、みなさんと助け合い・支え合い活動をさらに活発に、これからも継続していこうと思っております。

## ご家庭や企業で眠っている食品等はありませんか?

### 眠っている食料品、日用品等の寄付を募集しています

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、これまで2度の緊急事態宣言を経験し、さらに今年に入ってから爆発的に感染者が増え、食料品や日用品の支援を必要とする相談が多くありました。また、生活困窮世帯等の支援を必要とする世帯や、「ちいき食堂」での活動においても、食に関する需要は高まっています。

そこで、まだ食べられる安全な食料を地域の皆様から分けていただき、食料を必要としている方の生活支援に役立てたいと考えております。ご家庭や企業において、まだ賞味期限はあるけれど、様々な理由により捨ててしまう食品等がありましたら是非、ご協力をお願いします。



▲お米をご提供くださった上野様。早速、ちいき食堂で使わせていただきました。ありがとうございました。

#### 【寄付いただきたい食品等】

- ・お米(前年度米まで)
- ・穀類(乾麺等)
- ・保存食品(缶詰、瓶詰)
- ・乾物(のり、お茶漬け等)
- ・調味料各種、食用油
- ・インスタント・レトルト食品
- ・飲料(水、ジュース、お茶)
- ・トイレットペーパーや洗剤などの日用品
- ・使用可能な福祉用具(例:シルバーカー)

#### 【申し訳ありません👉以下のものはお引き取りできません。】

- ・賞味期限が1か月を切っている食品
- ・開封されているもの
- ・アルコール類
- ・破損、汚損しているもの
- ・古着
- ・生鮮食品





# 阿久根市内におけるちいき食堂の紹介



『ちいき食堂』とは、地域のボランティアの方々によって、平時には「地域のつながりづくり」非常時には「セーフティネット」として機能します。高齢者のみならず、子どもも気軽に立ち寄れる「多世代交流拠点」として、地域の方々が安心して暮らせるまちづくりのきっかけとして、2022年1月本町区から始まりました。それぞれの地域で特長の活かしたサポートに繋がればと、2月に高之口ふれあい食堂（高之口区）、3月にあかいご食堂（赤瀬川地区）、5月には女性消防隊による食堂が立ち上がりました。



コロナ禍の中でも食を通して、  
地域のみなさんと繋がることができました☆



鶴翔高校生と地域の子も達との交流も行いました。



久しぶりにみんなで会食をしました。



啓発チラシと  
手作り弁当

大変だけど楽しいです笑



この笑顔が見たくて頑張ってます(≧▽≦)



コロナが落ち着いたらみんなで公民館へ集まりましょう、(^o^)



# 敬老の日



9月14日、脇本馬場区にある「憩い場ひまわり」にて、敬老の日のお祝いを兼ねて、脇本馬場区さらには、近隣区にお住まいの80歳以上の独居高齢者へ、50食程のカレーを振る舞う食堂を開かれました。

食材や容器は、これまで集めた空き缶や古紙などを換金して充てるなど、工夫をこらした食堂となりました。この日は天気にも恵まれ、庭にテントを張り、数名での会食も楽しみました。



大正13年生まれ、今年98歳になられた、樋サダ子さん。趣味は、編み物や折り紙です。人形の服を毛糸で編み、色紙やチラシを細かく折って、花束や置物を作ります。おひとりの暮らしですが、お部屋の中は鮮やかな作品に囲まれ、とてもにぎやかです。「孫やひ孫たちが喜んで持って帰ってくれるし、作り出せば時間もあっという間に過ぎていくので、今では私の一日の仕事になっています。」と笑顔で話されました。これからもお元気で、すてきな作品を作ってください。



## 食材提供に感謝します。ありがとうございます！

9月17日、あかいご食堂（赤瀬川地区）さんへ食材提供がありました。マルイ農協グループ様からは、当初より肉や卵、加工食品の提供をいただいております。この度北さつま漁協様より、「ボンタンぶり」をいただきました。阿久根のボンタンを餌に混ぜ合わせ生育したぶりは、臭みがなく身もふっくらとしていて、とても美味しく、地域の方々からも大好評でした。「このような食材支援、地域の方々のおかげで活動が成り立っています。本当に感謝です。」との、ボランティアの方々からの声でした。



▲北さつま漁協様より



▲マルイ農協グループ様より



▲あかいご食堂「ぶりの照り焼き丼」

## 阿久根護国神社「秋季例大祭」中止のお知らせ

毎年、阿久根市戸柱公園内阿久根護国神社にて行われております、「阿久根護国神社秋季例大祭」はコロナウイルスの影響により本年度の開催は中止いたします。



香典返し寄付者

【敬称略・順不同】

〔寄付者〕	〔故人名〕	〔区名等〕
黒崎 隆成	ナミエ	新町
田代 照子	實	大丸
牛之濱貴正	和子	牛之濱
江口 豊作	信雄	黒之浜
深田 あつ子	義輝	筒田
深井 義一	牛之濱スエ子	牛之濱
川北 留美子	福田スミ子	湊
花田 モチエ	満二	川畑中
仁禮 美紀子	隆男	黒之上
大田 妙子	文字	大林
永井 政敏	キヨ	深田
花田 勝喜	ユキエ	中村
早瀬 紀年	敏子	段
大峰 明子	牧内アツ子	牧内
橋本 美由紀	一尊	尻無
平戸 忠成	前田サチ	段
武宮 こなみ	ツルエ	黒之浜
野村 妙子	盡	黒之浜
寺地 昭平	チミ	尻無
川原 修一	花田ツギノ	寺山
古川 喜代子	西ヒロ	波留

令和四年七月十二日〜令和四年十月四日寄付受付分を掲載しています。皆様からいただいた寄付金は阿久根市の地域福祉のために活用させていただきます。誠にありがとうございました。

## 今後の専門相談日のお知らせ

年 月 日	曜日	時 間	担当弁護士	担当司法書士
令和4年10月19日	水	13:30~16:30	米田 圭吾	東郷 英亮
令和4年11月16日	水	13:30~16:30	森田 博貴	尾籠 伸幸
令和4年12月21日	水	13:30~16:30	細谷 文規	馬見塚 太

あなたの心配ごとご相談ください  
生活相談支援センター

<よくある質問>

- Q. いつ行われるの?…毎月第3水曜日の13時半から16時半まで開催しています。  
※ただし、祝日と重なる場合は別の日に実施いたします。
- Q. どんな人が対象なの?…阿久根市内にお住まいの方ならどなたでも相談が受けられます。
- Q. 相談料はかかるの?…無料で、お1人あたり30分、弁護士または司法書士に相談出来ます。
- Q. どこで行われるの?…阿久根市社会福祉協議会（鶴見分館の隣）の2階です。
- Q. どんな相談を受けてくれるの?…土地登記、ゴミ屋敷、財産相続、家庭内暴力、借金、失業、離婚、子育て、介護、引きこもりなど様々な相談をお受けしています。  
プライバシー厳守ですのでお気軽にご相談ください。
- Q. 予約が必要な?…毎回すぐ予約が入りますので、出来る限り早めに、専門相談電話まで予約をお願いします。

ご予約・お問い合わせは阿久根市社会福祉協議会まで。☎72-3778（専門相談電話）

## 薩摩狂句のコーナー

阿ん文旦会



宮原若女

【唱】 誰も恨もち 菌ござんで



【唱】 現代ん衆は 恋熱ぢや 知いもはんが



【唱】 親父そつくいじやち 嫁すい吐えて



【唱】 感染たちや婆が 源じやんそ



【唱】 コロナじゃつとに 鶏小屋も閉めた婆さん





# あなたも社会福祉協議会で 働いてみませんか!?

## ホームヘルパー（入浴ヘルパー）を募集しています

- ・ 募 集 ホームヘルパー（訪問介護員）
- ・ 必要な資格 ホームヘルパー…介護福祉士又は介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）等及び普通自動車運転免許 ※必要な資格が無い方でも、ご相談ください。
- ・ 勤 務 日 ホームヘルパー…目安として月～日曜日のうち数日間、1日5時間未満勤務。休日は週1日以上。日数・曜日・時間帯など相談に応じます。
- ・ 業 務 内 容 ホームヘルパー…生活支援（調理・掃除・買物等）、身体介護（入浴・排泄・更衣等）
- ・ 給 与 ホームヘルパー…時間給 ¥900～¥1,500 実績に応じて一時金もあります。勤務時間帯や業務内容に応じて時間給は変わります。
- ・ 福 利 厚 生 労災・雇用保険（詳細はお問い合わせください。）

詳しくは阿久根市社会福祉協議会へ [TEL：0996 - 72 - 3800](tel:0996-72-3800) 担当：新<sup>しんはし</sup>戸<sup>しゅういん</sup>・執印

## 児童クラブスタッフ募集！

- ・ 募 集 放課後児童支援員 ・ 必要な資格 不問・年齢不問
- ・ 勤 務 日 週 20 時間～ 30 時間未満 ※詳細はお問い合わせ下さい。
- ・ 業 務 内 容 阿久根市内の児童クラブで児童の一時預かり等の業務
- ・ 給 与 時間給¥900（通勤手当有） ・ 福利厚生 労災・雇用保険 担当：尾<sup>おざき</sup>崎

## 日本赤十字社の義援金・救援金についてのお願い

令和4年10月以降の義援金・救援金の募集は次の通りです。

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| ① 令和4年7月大雨災害義援金      | 令和4年10月31日（月）まで |
| ② 2022年パキスタン洪水救援金    | 令和4年11月30日（水）まで |
| ③ 令和4年台風15号災害義援金     | 令和4年12月28日（水）まで |
| ④ 令和4年8月3日からの大雨災害義援金 | 令和5年3月31日（金）まで  |
| ⑤ 中東人道危機義援金          | 令和5年3月31日（金）まで  |
| ⑥ バングラデシュ南部避難民救援金    | 令和5年3月31日（金）まで  |
| ⑦ アフガニスタン人道危機救援金     | 令和5年3月31日（金）まで  |
| ⑧ ウクライナ人道危機救援金       | 令和5年3月31日（金）まで  |

①～⑧を阿久根市社会福祉協議会で受け付けています。ご希望の方には領収証の発行をいたしますので窓口の職員へお知らせください。

## 「福祉のつどい」中止のお知らせ

毎年、開催しております阿久根市社会福祉協議会主催の「福祉のつどい」はコロナウイルスの影響により本年度の開催は中止いたします。



～安心して暮らしていくために～

# 「成年後見制度」のご紹介

## 成年後見制度とは・・・

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなど、判断能力が不十分な方の権利を擁護し支援するための民法上の制度です。

**成年後見制度**は、判断能力が不十分な人が利用する**法定後見制度**と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく**任意後見制度**の2つの種類があります。



そのうち、法定後見制度は本人の判断能力の程度によって3類型（**後見・保佐・補助**）に分かれています。類型に応じて、成年後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」）が選任されます。

後見人等は、本人の意思を尊重し心身の状態や生活の状況に配慮しながら、財産管理や身上保護についての契約や手続きを代理・同意・取消しなどの方法で支援します。

## 後見・保佐・補助とは・・・

### 法定後見制度の事例

**後見開始事例** ①本人の状況：統合失調症 ②申立人：叔母 ③成年後見人：司法書士

統合失調症を発症し、幻覚や妄想等の症状が悪化、両親が他界し唯一遠方の叔母のみが親族である。本人の生活を続けるために叔母は後見開始の審判の申立てを行い家庭裁判所より司法書士が成年後見人に選任された。

**保佐開始事例** ①本人の状況：中程度の認知症 ②申立人：長男 ③保佐人：申立人

昨年夫が他界し一人暮らしをしていたが、最近認知症を発症し日常生活に支障が出てきた。老朽化してきた家を取り壊し土地を売却する事になり、本人に代わり手続きを行うために、保佐開始の審判を家庭裁判所に申立てし、本人の保佐が開始された。

**補助開始事例** ①本人の状況：軽度の認知症 ②申立人：長男 ③補助人：申立人

最近物忘れが進み軽い認知症と診断された。貸金業者から借金を繰り返すようになり困った長男が家庭裁判所に申立てをし、併せて他人からお金を借りたりすることが無いように同意権付与の審判の申立てをした。結果、貸金業者等からの契約を取り消す事が出来るようになった。

## 任意後見制度とは・・・

(本人の判断能力があるうちに、あらかじめ後見人を決めておく制度)

### 任意後見制度の事例

#### 任意後見監督人選任事例

① 本人の状況：脳梗塞による認知症の症状 ②任意後見人：長女

③ 任意後見監督人：弁護士

本人は、記憶力や体力の衰えを感じ始めたことなどから、将来に備えて、出来る限り在宅生活を続けたいと希望して、長女との間に任意後見契約を結びました。

その後本人は脳梗塞になり、認知症の症状も現れたため、任意後見契約を結んでいる長女は、任意後見監督人選任の審判を申立て、家庭裁判所の審理を経て弁護士が任意後見監督人に選任されました。

標記のように成年後見制度に関しては様々な制度があります。  
分からないことや、聞いてみたいことなど、ございましたら  
お気軽にご相談ください。

～日常的に金銭管理についてお困りの方は～

## 福祉サービス利用支援事業のご紹介



物忘れが多くなってきて、今後も自分たちでお金の管理をしていく自信がないなあ。  
安心して任せられるところはあるの？

阿久根市社会福祉協議会の「専門員」と「利用支援員」がお手伝いします。



「福祉サービス利用支援事業」は、認知症や知的障がい・精神障がい者等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き、支払い等の援助を行うものです。

主に3つのお手伝いを行います。

- ① 日常的な金銭管理のお手伝い
- ② 通帳・印鑑のお預かり
- ③ 福祉サービス（ヘルパー、デイサービスなど）を利用するお手伝い



お問い合わせ：

阿久根市社会福祉協議会 0996-72-3800 地域福祉係まで